

見積参加希望者 各位
(盛岡市内に本社または営業所を有する「財産等売払い一般車両・自転車」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 浅 沼 秀 一

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積参加を希望する者は関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 給水車の売払い
- (2) 売払内容等 別紙仕様書のとおり
- (3) 引渡場所 沢田浄水場（盛岡市東中野字沢田 7）
- (4) 引渡期間 契約締結日の翌日 から 令和 8 年 10 月 31 日まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市上下水道局給排水課 盛岡市愛宕町 6 番 8 号

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和 8 年 8 月 19 日（水） 9 時 00 分から 13 時 00 分まで
- (2) 盛岡市上下水道局給排水課 盛岡市愛宕町 6 番 8 号
執行即時開封

4 見積書の提出方法

直接提出又は郵便による提出のいずれかとする。

- (1) 見積書を直接提出する場合は、3 (1) の日時に 3 (2) の場所に設置する見積箱に投函すること。
- (2) 見積書を郵便により提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、3 (1) で指定した**見積書提出日の前日**までに盛岡市上下水道局給排水課に到達するよう郵送すること。

また、封書は二重封筒とし、見積書を内封筒に封緘の上、当該内封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア 「給水車の売払い」※内封筒のみ

イ 開札日 令和 8 年 8 月 19 日※内封筒のみ

ウ 商号又は名称（契約権限を支店等に委任している場合は商号のほか支店等名）

エ 代表者職氏名（契約権限を支店等に委任している場合は支店長等名）

※記載にあたっては、盛岡市郵便入札の手引きを参照すること。

※電報、電送その他の方法による見積書の提出は認めない。

5 契約書作成の要否

契約の相手方決定後、契約金額に応じて決定する。

6 その他

(1) 見積回数

1 回とする。（ただし、予定価格に達しない場合は、協議して決定する場合がある。）

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9及び盛岡市郵便入札実施要領第7に該当する見積は無効とする。

(4) 見積の辞退

辞退届の提出は要しない。

見積書提出期限までに見積書の提出がない者は、本案件への参加意思がないものとみなす。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年8月6日(木) 13時までに電子メール又は文書（ファックス可）により給排水課あて提出すること。回答は、見積対象業者（ただし、既に辞退届を提出した者を除く。）にファックスで令和8年8月12日（水）までに回答する。

盛岡市上下水道局給排水課（〒020-0013 盛岡市愛宕町6-8）

Tel 019-623-1423、Fax 019-623-1410

電子メールアドレス kyuuhaisui@city.morioka.iwate.jp